

○厚生労働省告示第三百号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一 次に掲げる告示の規定中「第十二条の四第五項」を「第十二条の五第五項」に改める。

一・二 〔略〕

三 基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の九の(7)のイ

四～九 〔略〕

第二 〔略〕